

事務連絡
令和2年3月26日

各港湾管理者（港湾担当部長） 殿
国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者
各市
広尾町
各一部事務組合
新居浜港務局

国土交通省港湾局 総務課長
海岸・防災課長

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する 政府の取組について（周知）

新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策強化に係る新たな措置について、本日、別添のとおり国家安全保障会議において決定されました。

これにより「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（航空機の到着空港の限定等）」（令和2年3月6日 閣議了解）について、実施期間が4月末日まで延長されましたので、周知いたします。港湾内に民間の係留施設が存する場合には、民間の施設所有者に対し、周知方お願ひいたします。

この他、入国拒否対象地域の追加、検疫の強化等も行われましたので併せて周知いたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方をお願いいたします。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

（令和2年3月26日）
国家安全保障会議決定

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、政府一体となって別紙のとおり対応する。

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州 21 か国（注）及びイランの全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、イス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化（厚生労働省）

東南アジア 7 か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

3. 査証の制限等（外務省）

- (1) 上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 27 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。
- (2) 上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。
- (3) 上記 2 の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 3 月 5 日開催）において、3 月末日までの間実施することとした検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、査証の制限等の措置の実施期間を更新し、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 1. の措置は、3 月 27 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 28 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 28 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上